

令和8年2月9日

オープンカウンター方式による見積合わせについて

分任支出負担行為担当官
関東森林管理局
大井川治山センター所長 後藤 寿也

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

- 1 件名 1号物件 オフィス家具
※詳細については別紙仕様書のとおり
- 2 納入期限 令和8年3月19日(木)
- 3 納入場所 大井川治山センター
※詳細については別紙仕様書のとおり
- 4 見積書等提出
 - ・日時 令和8年2月26日(木)15時00分まで
 - ・場所 大井川治山センター 技術専門官(総務)
〒428-0411 静岡県榛原郡川根本町千頭950-2
ks_ooigawa_postmaster@maff.go.jp
※郵便、電子メールによる提出を認めます。
- 5 必要な資格等 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)において、東海・北陸地域の競争参加資格(「物品の販売」又は「物品の製造」)を有する者であること。
- 6 提出書類
 - ・見積書
(見積書は消費税込みの価格で作成するものとし、内訳が分かるように作成してください。必ず日付をご記入ください。)
 - ・上記5の資格を証明できる書類の写し
※郵送の場合、上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「<件名>見積書在中」と朱書きで記載のうえ提出してください。
※電子メールの場合、件名は「<件名>見積書」とし、押印せずに作成した見積書をPDFにより送信してください。

- 7 契約者の決定 見積書提出者が複数となった場合には、予定価格の範囲内で、最低の価格を見積した者を契約の相手方とします。
- 8 契約の締結日 見積採用の日から7日以内
- 9 その他 (1) 見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局署等随意契約見積心得」を必ず確認してください。
(2) 契約条件については、別紙「契約条件書」のとおりとし、見積書を提出した場合は、これを承諾したものとみなします。
(3) 納入物品について、例示した物品以外の提案がある場合は、その物品等の規格・品質が確認できる資料等を令和8年2月20日(金)15時00分までに大井川治山センター技術専門官(総務)あてに提出し、承認を得てください(電子メール可)。
(4) 契約書(請書)等の作成の要否 契約金額に応じ作成

(担当：大井川治山センター 技術専門官(総務))

(電話：0547-59-3344)

(E-mail：ks_ooigawa_postmaster@maff.go.jp)

仕 様 書

1. 調達物品等

NO.	物品名等	規格・品質・仕様等	例示品	数量	単位
1	オフィスチェア	外寸法:幅675mm、奥行720mm、高さ1115~1195mm程度 座面寸法:幅550mm、奥行540mm程度 背・座の張地:牛革あるいはPVCレザー 色:ブラック オフィス用回転椅子、肘パッド付き肘掛、ナイロン双輪キャスター ガス圧座上下、シートロック、通常位置停止可能 ※グリーン購入法適合 ※搬入運搬、組立設置作業込み	アイコ:マネージャーチェア RA-1855(L)BK ブラック、牛革、PVCレザー	1	脚
2	オフィスチェア	外寸法:幅570mm、奥行570mm、高さ855~945mm程度 座面寸法:幅480mm、奥行440mm程度 背・座の張地:ポリエステル(布) 色:ブルー系 ハイバック、オフィス用回転椅子、肘掛付き フロアリング用キャスター ガス圧昇降式、ポスチャーサポートシート ※グリーン購入法適合 ※搬入運搬、組立設置作業込み	ココヨ:ピコラリピナ C10-B12CG-BKG9T61 スタンダードタイプ、ハイバック、 布、ブラック脚、本体ブラック、 フロアリング用キャスター 色:ブルシアンブルー	7	脚
3	会議用 スタッキングチェア	寸法:幅510mm、奥行535mm、高さ775mm、背幅440mm、座奥行 410mm、座高435mm程度 背・座の材質:布、色:グリーン系 脚の材質:ステンレス丸パイプ 標準スタックで10脚まで可能 ※グリーン購入法適合 ※搬入運搬、組立設置作業込み	ココヨCK-890シリーズミーティ ングチェア CK-S890JA23N ステンレス脚、肘なしチェア、 布 色:モデルートミント	10	脚
4	電波掛時計	直径:350mm程度 ディスプレイタイプ:アナログ フレーム:シルバーあるいはブラック、文字盤の色:白 プログラムチャイム機能付き(※必須) カレンダー電子表示有(※必須ではない) ※グリーン購入法適合のものがあればご提案ください。	リズム:電波時計プログラムカレ ンダー01SR 4FNA01SR19 プログラムチャイム機能付き	1	個

※例示品または例示品と同等の規格・品質を満たす物品であること。

2. 納入場所

関東森林管理局 大井川治山センター No.1:所長室 No.2:事務室 No.3:会議室 No.4:事務室
担当: 関東森林管理局 大井川治山センター 技術専門官(総務) 電話0547-59-3344

3. 責任の所在

物品の納品については、製造者の如何にかかわらず、受注者が最終的に責任を負うこと。

4. その他

- (1) 例示品と同等の品質・規格を満たす物品を納入する場合は、見積書提出前に別添した「提案書」を提出し、担当者の承認を得ること。
- (2) 詳細な事項及び本仕様に定めのない事項については、必要に応じて担当職員と打ち合わせること。

契約条件書（売買）

- 1 この契約条項において分任支出負担行為担当官 関東森林管理局大井川治山センター所長を甲とし、見積書提出者（又は見積者）を乙と呼称する。
- 2 乙は契約物品を納入したときは、その旨甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したときをもって引渡しを完了したものとする。

甲は納入の通知を受けた日から 10 日以内に検査を行うものとする。
- 3 検査に不合格のものがあつたときは、納入期限内又は甲の指定した期限内に代品と引換え納入して甲の検査を受ける。この場合は前項の条件を適用する。
- 4 乙は納入期限までに物品を納入することができないときは、すみやかに納入期限の延長を申し出るものとする。
- 5 乙は天災その他不可抗力による場合を除き、乙の責に帰する理由により納入期限までに物品を納入できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の物品の契約金額に民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条第 4 項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額の遅滞違約金を甲に支払うものとする。
 - 2 甲は、乙が納入期限までに義務を履行しなかつたことにより生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。
- 6 乙は物品の引渡しを完了したときは、甲に支払請求書により売買代金の支払を請求することができる。
- 7 甲は適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となつた場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に基づく遅延利息率を乗じて計算した額を乙に支払うものとする。ただし、遅延利息の額が 100 円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要しない。また、100 円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする。
- 8 納品された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）場合は、甲は、自らの選択により、乙に対し本契約物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下単に「履行の追完」という。）を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
 - 2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

- (4) 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 甲が、契約物品の履行の追完を請求した場合で、履行の追完期間中契約物品を使用できなかったときは、甲は、当該履行の追完期間に応じて上記5の規定に準じて計算した金額を乙に対し請求することができる。
- 4 甲は第1項に規定する契約不適合により生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。
- 5 甲は、契約物品の種類又は品質に関する契約不適合が発見された場合は、発見後1年以内に乙に対して通知するものとする。
- 6 履行の追完に必要な一切の費用は、乙の負担とする。
- 9 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があったと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 10 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 11 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。

提案書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
関東森林管理局
大井川治山センター所長 後藤 寿也 殿

会社名
代表者名

令和 年 月 日付け見積合わせに係る納入物品（第 号物件）について、別紙
のとおり提案します。

担当部署： 氏 名： 連絡先： E-mail：

.....
大井川治山センター担当者記入欄

上記について承認・否認します。

大井川治山センター 担当者	
------------------	--